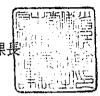
保国発1114第1号 平成25年11月14日

東京都福祉保健局地域保健担当部長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課品



全喪事業所等に所属する組合員の取扱いについて(回答)

平成25年6月3日付25福保保国第249号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 全喪事業所等に所属する組合員に係る資格の取扱いについて
 - (1) 及び(2) のそれぞれについて、下記のとおり取り扱って差し支えないか。
 - (1)健康保険の適用事業所に所属する者として健康保険の適用除外承認を受けて 国保組合に加入した後、当該事業所が事業又は業務への従事を継続しているに もかかわらず全喪届等を提出して全喪事業所等に所属する組合員となった場 合、当該全喪届等の効力を否定し、適用除外承認を受けて加入した者とする。

(回答)

当該事業所を管轄する年金事務所により、当該事業所の事業の実態について 事実確認を行った上、全喪届が無効であるとして全喪処理の取消がなされた場合には、御指摘の者については、適用除外承認を受けて国民健康保険組合に加入した者として取り扱って差し支えない。

(2)健康保険の適用事業所が事業又は業務への従事を継続しているにもかかわらず全喪届等を提出した後、全喪事業所等に所属する組合員として健康保険の適用除外承認を受けずに国保組合に加入した場合、当該全喪届等の効力を否定し、非常勤勤務者等でそもそも健康保険が適用されない者を除き、無資格加入者とする。

(回答)

当該事業所を管轄する年金事務所により、当該事業所の事業の実態について事実確認を行った上、全喪届が無効であるとして全喪処理の取消がなされた場

合には、当該事業所は健康保険の適用を受けることになることから、御指摘の とおり、無資格加入者として取り扱って差し支えない。

2 前記1の(1)において、適用除外承認を受けて国保組合に加入した者である と判断される場合の国庫補助金の返還について、当該組合員が平成9年9月1日 以降に国保組合に加入した組合特定被保険者である場合、国庫補助金の返還額は、 非特定被保険者に対する国庫補助金の支給額と特定被保険者に対する国庫補助 金の支給額の差額を返還することで足りるか。

また、当該組合員が平成9年8月31日以前に適用除外承認を受けて国保組合 に加入した者である場合は、国庫補助金の返還を要しないか。

(回答)

貴見のとおり。

3 被保険者資格の是正を促進するため、前記1の(1)において適用除外承認を 受けて国保組合に加入した者であると判断される場合であっても、厚生年金に加 入していることが確認できない者及び前記1の(2)において無資格加入者と判 断された者の所属する事業所の名称、住所等の情報を、認可庁である東京都が、 厚生労働省を通して日本年金機構に提供しても差し支えないか。

(回答)

御指摘の事業所の名称、住所等の情報を当課に提供いただければ、当該情報 について、日本年金機構に提供することとしたい。